

2024（令和6年）年度

埼玉県高等学校体育連盟バスケットボール専門部

顧問総会

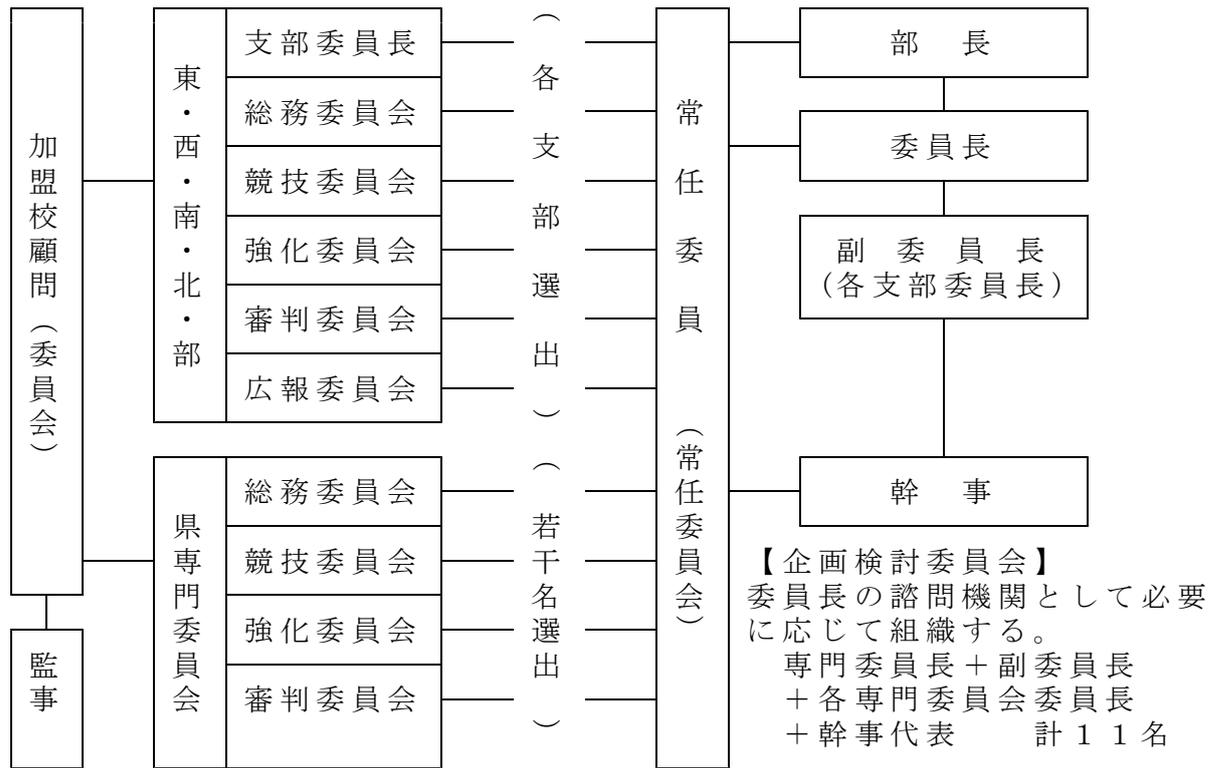
期日 令和6年5月7日(火)

会場 県民活動センター

次 第

- 1 開会のことば・・・・・・・・・・委員長
- 2 部長あいさつ・・・・・・・・・・専門部長
- 3 議事Ⅰ
  - (1) 令和5年度事業報告・・・・・・・・・・競技委員長
  - (2) 令和5年度決算報告・・・・・・・・・・財務担当
- 4 役員改選
- 5 議事Ⅱ
  - (1) 令和6年度事業計画・・・・・・・・・・競技委員長
  - (2) 令和6年度予算・・・・・・・・・・財務担当
  - (3) 委員会連絡・・・・・・・・・・各専門委員長
  - (4) その他
- 6 閉会のことば・・・・・・・・・・委員長

埼玉県高等学校体育連盟バスケットボール部組織図



◇ 常任委員選出一覧

	東部支部	西部支部	南部支部	北部支部	合計	備考
部長	1				1	委員会で選出。
委員長	1				1	委員会で選出。
副委員長	1	1	1	1	4	各支部委員会で選出。
各支部総務委員会	1	1	1	1	4	各支部委員会で選出。
各支部競技委員会	1	1	1	1	4	各支部委員会で選出。
各支部強化委員会	1	1	1	1	4	各支部委員会で選出。
各支部審判委員会	1	1	1	1	4	各支部委員会で選出。
各支部広報委員会	1	1	1	1	4	各支部委員会で選出。
県専門委員会	若干名					必要に応じて選出できる。
幹事	若干名					委員長の推薦。
合計	6	6	6	6	26名＋若干名	

令和6・7年度 専門部役員一覧表 常任委員・監事

常 任 委 員	専門部長	( )			
	専門委員長	( )			
	副委員長	東 部	西 部	南 部	北 部
		( )	( )	( )	( )
	各支部総務委員会	( )	( )	( )	( )
	各支部競技委員会	( )	( )	( )	( )
	各支部強化委員会	( )	( )	( )	( )
	各支部審判委員会	( )	( )	( )	( )
	各支部広報委員会	( )	( )	( )	( )
	県専門委員会	総務委員会	( )	( )	X
		競技委員会	( )	( )	
		強化委員会	( )	( )	
審判委員会		( )	( )		
広報委員会		( )	( )		
幹 事	( ) ( ) ( )				
監 事	( ) ( )				

令和6・7年度 専門部役員一覧表 各委員会

委員会一覧 (常任委員を含む)	総務	委員長	( )	( )	
		副委員長	( )	( )	
		委員	東部	( )	( )
			西部	( )	( )
			南部	( )	( )
	北部		( )	( )	
	競技	委員長	( )	( )	
		副委員長	( )	( )	
		委員	東部	( )	( )
			西部	( )	( )
			南部	( )	( )
	北部		( )	( )	
	強化	委員長	( )	( )	
		副委員長	( )	( )	
		委員	東部	( )	( )
			西部	( )	( )
			南部	( )	( )
	北部		( )	( )	
	審判	委員長	( )	( )	
		副委員長	( )	( )	
委員		東部	( )	( )	
		西部	( )	( )	
		南部	( )	( )	
	北部	( )	( )		
広報	委員長	( )	( )		
	副委員長	( )	( )		
	委員	東部	( )	( )	
		西部	( )	( )	
		南部	( )	( )	
北部		( )	( )		

## 埼玉県高等学校体育連盟バスケットボール部規約

- 第 1 条 本部は埼玉県高等学校体育連盟バスケットボール部（略称 本部）と称する。
- 第 2 条 本部の事務所は、原則として部長または委員長在任の学校に置く。
- 第 3 条 本部は、埼玉県高等学校体育連盟の加盟校のバスケットボール部をもって組織する。
- 第 4 条 本部は、県下高等学校におけるバスケットボールの健全なる普及発達を図ることを目的とする。  
（埼玉県高等学校体育連盟規約第 2 章第 3 条に準じる）
- 第 5 条 本部は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。  
1. 競技を指導奨励する。  
2. 各種競技会を開催する。  
3. 代表選手を決定する。  
4. 各種講習会を開催する。  
5. その他本部の目的を達成するために必要な事業を行なう。
- 第 6 条 本部は次の役員をおく。  
部長 1 名、委員長 1 名、副委員長 4 名（各支部 1 名）、  
常任委員（26 名＋若干名）、委員（登録校顧問全員）、  
各専門委員会委員 若干名、幹事 若干名、監事 2 名
- 第 7 条 部長は、委員会で校長より選出し、会長が委嘱する。
- 第 8 条 委員長は委員会で選出し、会長が委嘱する。委員長は会務を処理する。
- 第 9 条 副委員長は、各支部委員会で選出し会長が委嘱する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はその職務を代行する。
- 第 10 条 常任委員は、委員の互選により選出し、本部の計画運営にあたる。
- 第 11 条 委員は加盟高等学校を代表し、専門部の重要事項を審議する。
- 第 12 条 幹事は、委員長が推薦し、本部の計画運営の補助にあたる。
- 第 13 条 監事は、委員会の互選により選出し、本部の会計監査にあたる。
- 第 14 条 本部は、事業遂行のために次の専門部を設ける。各専門委員は、委員の互選により各地区から選出し、円滑に行なえるよう専門的立場で本部の運営にあたる。

- [総務委員会] ① 本部会関係諸会議の運営  
② 高体連本部との連絡、諸会議への参加  
③ 専門部予算の立案決算  
④ 各種依頼状・案内状  
⑤ 規約改正などの原案検討  
⑥ 日本協会・県協会との連絡  
⑦ その他（他のどの委員会にも属さない事項について取り扱う）

- [競技委員会] ① 主催・主管行事の運営と管理（組合せ方法・組合せ会議の運営等）  
② 各種記録・資料の収集と保存  
③ 新しい大会などの企画検討  
④ 日本協会・県競技委員会との連絡

- [強化委員会] ① 高校生のレベルの向上を計る  
② 技術講習会などの企画と運営  
③ 国体強化対策を計る  
④ 日本協会強化普及部・関東強化委員会・県強化委員会との連絡・折衝

- [審判委員会] ① 審判員の養成と技術の向上を図る  
② 講習会の開催と運営  
③ 競技規則（変更など）の周知・徹底  
④ 日本協会規則審判部・関東強化委員会・県強化委員会との連絡・折衝

- [広報委員会] ① 主催・主管行事の広報活動  
② 大会結果・各種資料などの情報提供  
③ プログラムの作成  
④ 日本協会広報部との連絡

- 第 15 条 役員の任期は、2 年とし再任は妨げない。補充役員の任期は前任者の在任期間とする。
- 第 16 条 会議は、埼玉県高等学校体育連盟会長及び本部部長の連名をもって召集し、議長には部長があ

- たる。支部会議においてはこれに準じる。
- 第17条 委員会は、部長、委員長、副委員長、常任委員、委員で構成し役員の選出、予算、決算の承認その他重要事項の審議をする。
- 第18条 常任委員会は、部長、委員長、副委員長、常任委員、幹事で構成し必要に応じて開催する。常任委員会は、委員会に提出する原案の作成、緊急事項の処理、その他会務の執行にあたる。決定事項は委員会の承認を得なければならない。
- 第19条 本部は事業遂行のため必要があるときは、委員会の承認を得て各種委員会を設ける事ができる。委員会の名称、目的、委員の定数その他必要な事項は常任委員会で定める。
- 第20条 本部の経費は、埼玉県高等学校体育連盟の一般会計より配分される専門部費をあてる。
- 第21条 本部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第22条 本規約の改正は、委員会の議決による。
- 附 記 本規約は昭和40年6月15日より施行する。  
 本規約は平成8年4月23日より一部改正し施行する。  
 本規約は平成18年5月8日より一部改正し施行する。  
 本規約は平成19年5月7日より一部改正し試行する。  
 本規約は平成21年5月8日より一部改正し施行する。  
 本規約は平成22年5月9日より一部改正し施行する。

#### 企画検討委員会規定

- 第1条 本委員会は、埼玉県高等学校体育連盟バスケットボール部の運営について、その基本方針、新たな企画、その他重要事項について委員長の試問を受け審議し、常任委員会提出の原案を立案することを目的とする。
- 第2条 本委員会は、委員長、副委員長、各専門委員会委員長、幹事で構成し、必要に応じて随時開催することができる。
- 第3条 本規定の改正は、委員会の議決による。

#### 弔事の支出に関する内規

- 1 この内規は埼玉県高等学校体育連盟バスケットボール部（以下、「本部」という。）の役員の弔事および本部主催もしくは主管競技大会、講習会における生徒ならびに役員の事故に対し、金品の贈供について定めるものとする。
- 2 この内規における対象者は次の者とする。
  - (1) 部長、委員長、副委員長、常任委員、幹事、監事。
  - (2) 県協会会長、県協会理事長
  - (3) 本部主催もしくは主管競技会、講習会に参加した選手及び監督、大会役員
- 3 弔事に対する儀礼、ならびに疾病または傷害に対する見舞金の支出については次のとおりとし、その他は部長に協議して行うものとする。
  - (1) 役員本人および妻子、実父母の死亡の場合。花環。
  - (2) 本部主催もしくは主管競技会、講習会に参加した選手及び監督、大会役員の死亡の場合。花環。  
1ヶ月以上の入院治療を要する傷病の場合。1万円。
- 4 その他必要と思われる場合については、その都度部長に協議して行うものとする。
- 5 この内規は平成18年5月8日より施行する。

#### 国体監督選出方法

- 1 強化委員会において少年・少女担当の監督を各1名選出する。
- 2 監督は他2名を指名する。
- 3 以上を国体スタッフと称する。
- 4 国体スタッフは、強化委員会、高体連常任委員会及びバスケットボール協会の承認をもって決定とする。
- 5 選手選考は国体スタッフが原案を作成する。
- 6 選考された選手は、強化委員会、高体連常任委員会及びバスケットボール協会の承認をもって決定とする。
- 7 監督の選出は12月とする。
- 8 監督の任期は1月から翌年の12月までの2ヶ年とする。また再任は妨げない。

**令和5年度  
高体連バスケットボール専門部決算書**

歳入総額 6,764,176

歳出総額 6,764,176

差引残額 0

1. 収入の部

項 目	R5予算額	R5決算額	差 異 (△)	備 考
1. 高体連専門部	5,802,200	5,802,200	0	高体連より (大会運営費・専門部運営費・役員行動費)
2. 県協会より補助金	0	961,976	△ 961,976	
合 計	5,802,200	6,764,176	△ 961,976	

2. 支出の部

項 目	R5予算額	R5決算額	差 異 (△)	備 考
1. 大会運営費	5,274,500	6,370,176	△ 1,095,676	大会役員費・会場費
(1) 県大会運営費	3,294,500	3,794,875	△ 500,375	
① 関東大会予選	953,500	1,167,230	△ 213,730	
② 学総・総体予選	1,170,500	1,144,970	25,530	
③ 新人大会	1,170,500	1,482,675	△ 312,175	
(2) 支部大会運営費	1,980,000	2,575,301	△ 595,301	四支部へ令和4年度の登録チーム数で配分
① 学総・総体予選	990,000	1,057,592	△ 67,592	
② 新人大会	990,000	1,517,709	△ 527,709	
2. 専門部運営費	254,700	121,000	133,700	
(1) 会議費	140,700	82,240	58,460	常任委員会・役員会
(2) 通信・文具費	114,000	38,760	75,240	印刷費・消耗品費・事務局旅費
3. 役員行動費	273,000	273,000	0	
(1) 関東・県内 (部長)	40,000	40,000	0	
(2) 関東・県内 (委員長)	40,000	40,000	0	
(3) 全国 (委員長)	133,000	133,000	0	
(4) 関東審判派遣費	0	0	0	
(5) 関東大会視察	60,000	60,000	0	
合 計	5,802,200	6,764,176	△ 961,976	

**令和6年度  
高体連バスケットボール専門部予算書（案）**

歳入総額 5,883,120

歳出総額 5,883,120

差引残額 0

1. 収入の部

項 目	R5予算額	R5決算額	R6予算額	増 減 (△)	備 考
1. 高体連専門部	5,802,200	5,802,200	5,883,120	80,920	高体連より（大会運営費・専門部運営費・役員行動費）
2. 県協会より補助金	0	961,976	0	0	
合 計	5,802,200	6,764,176	5,883,120	80,920	

2. 支出の部

項 目	R5予算額	R5決算額	R6予算額	増 減 (△)	備 考
1. 大会運営費	5,274,500	6,370,176	5,424,500	150,000	大会役員費・会場費
(1) 県大会運営費	3,294,500	3,794,875	3,444,500	150,000	
①関東大会予選	953,500	1,167,230	1,003,500	50,000	
②学総・総体予選	1,170,500	1,144,970	1,220,500	50,000	
③新人大会	1,170,500	1,482,675	1,220,500	50,000	
(2) 支部大会運営費	1,980,000	2,575,301	1,980,000	0	四支部へ令和5年度の登録チーム数で配分
①学総・総体予選	990,000	1,057,592	990,000	0	
②新人大会	990,000	1,517,709	990,000	0	
2. 専門部運営費	254,700	121,000	254,700	0	
(1) 会議費	140,700	82,240	140,700	0	常任委員会・役員会
(2) 通信・文具費	114,000	38,760	114,000	0	印刷費・消耗品費・事務局旅費
3. 役員行動費	273,000	273,000	203,920	△ 69,080	
(1) 関東・県内（部長）	40,000	40,000	40,000	0	
(2) 関東・県内（委員長）	40,000	40,000	40,000	0	
(3) 全国（委員長）	133,000	133,000	123,920	△ 9,080	
(4) 関東審判派遣費	0	0	0	0	
(5) 関東大会視察	60,000	60,000		△ 60,000	
合 計	5,802,200	6,764,176	5,883,120	0	